服部文庫
イ17
75
1

117
75
1

宮内省圖書寮

足軽　附箭　流矢　鯖皮　神社名
雙手打　下風　叢河　矢所　垣楯
飢渇　八十梟　手覆　手足　細煙大
矢長　踏組　黒漆胴神　童女　生長
橈
白引弓　下手人　七五三　編笠
鬢鏡　集し物
神験ハ乳と玉中ち前なり附ると　きぬ所二ヶ所行
て中と一ち二神ち仕ると　仕りて　遊猟表

[illegible]
[illegible]
一笠原の[illegible]
[illegible]
[illegible]
一中の[illegible]
上下[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

金瓶梅好ハ[illegible]
さ[illegible]

一和尚[illegible]
[illegible]
有僧曰[illegible]
分墨同之品備吾之惑余曰久慶于文倦於学不
可買利子也僧嗟嘆而去矣向後聽考先賢式
甚歎手夫愚之蒙豈卷而懐之乎哉仍以連歌新
式後普光園院殿御作 并追加同作 新式今案後成恩寺殿御作
和漢[illegible]同作 和漢追加 嘯吟 等録之 訖 乾中山

風雨之流猶詩□裁法橘記之其外鳥獸艸木之
類以微官新意裁之於是格遺納言家隆卿和也言
甚志漢し加其語不亦宜乎然畧事以取一方之
一二者也所謂愚案之□為先達之式目莫聊
忽諸矣

明應七暦三月下旬　槐下散位

右漢和三五韻跋　梟フクロウケリ　右収入

抜すん不得ず韻即兼良公所記和漢篇に
ハ梟の字不収公の十三年二月義政の
七年ハ十八年の前こう時ハ身ハ

七舟尺ハシ可志振フリメテ之而廬ホリスル利為ナコアイ名子江乃濱ハマヘ邊スキカテヌカモ過ス不勝ヒ
土氣ケキ緒ヲ尓ニイモ妹ヲ手オモ思ハ念オモヒ有ニ月ツキノ之往ユクヒ覧ラヒ別モ不所オモハヘヌカモ奈ナ鳥トリ

武者物語

一去る夏体の稲荷橋ちかくて侍所ちかく
ゆり上る白波の武者ハ漢ハ形ハ吹たつ之ゆ
る音とそ聞ける　去る比て二番
首ハ名ハ今川義元の家の人形ハ名ハ
たつ之物たつ之を州柳川の物を形ハ第侍中ちかく
名ハ名ハ今川家の滅亡の後ハ仕ハ中ハ三位ハ
ハ極おもしろ

家康ニ三州山中宗教ニ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

三州一乱入をもて和尚の芳躅を山中氏ら伝聞
[illegible]人伯達ゆゑ人あと集め百姓五十騎を
打出て後法の旗を鼓噪一揆をもてを後用
ひ給ひそ
一小早川隆景八幡宮に名誉の名馬三疋州江田庄
を寄天正十八年正月五日伯耆の三郡代塔と出筆
翌日二月二日稲葉左兵衛尉の三郡を
右国衆宗像の三郡伯耆を
年寄て右衆に遣る機嫌の儀を共に
和尚を守きて、東方を出稲葉の代印

家と之源氏の系不こそ源氏出稲葉いよ氏
井五郎兵衛尉不と之中田郡の所領
八歳氏庄屋の株書所ら後ゆ者(ものまて)
一那波毛受信七の時芸州一四ゆ江尻夫賀宮後
の二郡を領氏芸州吉井ゆ屋体す委云ら抽ゆ
一四ゆ加賀二郡と加(領)ら七十ゆ石後ゆ
小[illegible]稲葉天正十三の四月寺さ毛受氏時ゆ抽
中外山の伝寺ゆ一体ら毛受氏ゆ加賀氏ゆ相五
[illegible]ゆ後ゆ後山ゆ(十万石)て稲葉
一揆氏ゆ毛受信重和州ゆ毛ゆ株を寄ら毛子

[illegible]
[illegible]
[illegible]

信濃守頼信 [illegible]

武田系図

義光 刑部大輔

信義 太郎

信時 太郎 伊豆守

信武 [illegible]

信満 二郎 [illegible]

信守 刑部大輔

義清 刑部三郎 甲州住

信光 [illegible] 右馬頭

信政 伊沢太郎

時綱 伊豆守

信成 刑部大輔

板垣十郎 [illegible]

信昌 刑部大輔

昌尚 左馬頭

幸政 七郎

正信 内匠助

板垣十二郎 [illegible]

安田十郎 [illegible]

信宗 伊豆守

加賀美十郎 [illegible]

信重 三郎 刑部大輔

安田十郎 [illegible]

信満 [illegible]

信虎 太郎 左馬頭

晴信 太郎 [illegible]

勝頼 四郎

信勝

一尾伯耆の守時代伊豆守信久の嫡子にして信久は
中国七州を領す時久八五回伯耆の国
月山城に居り永禄九年七月毛利元就雲州の富田
根三郎を攻て落城の時一族多代弾正尼
子氏に属せり永禄十年四月城を攻る
るかゝて其日晴久主子三郎兵部大輔義久二男
九郎兵部大輔三男百合若丸三人共に降人元就
[illegible]州の三ヶ村なり義久刑部少輔因幡
[illegible]月山城を攻て[illegible]

智仙軍と信長と共秀の家臣となりて[illegible]松永
志貴の城よりおもむきし時信長の軍は淀の城を
攻るを見て丹後に注き因州を攻の様を山名祐
豊の家臣武田の為なりと聞て因州に注きて元春の
[illegible]を僅に武田勢おそれ
て城に籠りて信長に[illegible]
及て又丹後を帰しかの元就死して[illegible]
日輝元代なりて[illegible]
信長は備前に[illegible]
[illegible]と為して[illegible]

とて天正三年の月作州上月の城を攻る毛利
勢の国まねて[illegible]利[illegible]毛利に[illegible]る勝久
命まもりて[illegible]勝久の自殺[illegible]る[illegible]
[illegible]て備中に[illegible]
[illegible]
年[illegible]
生まれ十三年まで如[illegible]
吉八[illegible]
一伝に天正[illegible]
和州[illegible]

秀宣ハ松田氏ヶ[illegible]ヶ[illegible]ヶ[illegible]ヶ新入ハ松田松田ヶ和州戒重
の[illegible]の戒重甲斐ヶ[illegible]ヶ[illegible]ヶ[illegible]ヶ松田ハ[illegible]の松田甲[illegible]
没ヶ[illegible]ヶ[illegible]ヶ[illegible]

めありて柳原之[illegible]様[illegible]を時橋[illegible]四とと
紀州へ附みつゝ入に[illegible]
なとは武[illegible]へ[illegible]附はりし
一可也き[illegible]者は竹[illegible]
切[illegible]たる也[illegible]
の後八[illegible]
の付しなて[illegible]
敗軍の時[illegible]
[illegible]
[illegible]

此[illegible]人[illegible]
連れ[illegible]
福[illegible]
[illegible]
[illegible]

の二ツ寺百姓井上孫の丞殿の屋敷ニて
方位作きしこと義理を生捕逼塞して決定
一個之たつ屋氏ニて宗門やうものに去利為丹山雲制
の内ニ　古紀寺個をくい敬免わりし氏ニ死て
後福治寺ニ美濃伝寺寺と称すると
しを個ロ内ニ咲今の宗号ニ称ニて甲州武宗
方体佛を疑の為ニ為ニ為ニ一度
宗康ニより出教免ニて上ニ公刑罰ニ処ニ
なるしおそれ為ニ為ニ為ニ為ニ為ニ決
ちまもしと武田氏の家人宗美濃守

とりわけ義信ふかくある信虎義信ロ
秋宗の作法ニて金佛ハロ法ニて辞ニ
きもの為ニは美濃ニて見目と唱まハ所佛
金佛ニて地獄ニ落ちゆ事ハ人ハ立人
の作ハとて秋牧宗門のきろ金佛ロ
道ようけのもて作ニて訴事ハ美ニて甲州ニ
掛ニれて山田氏ニ決ひしと
一信玄味方氏ニ勝軍して法ニ
濃ニと攻すゞりの宗門と故ニ
金ロ方体樓ニてまきれる味方氏ニ

十二月廿三日のるまで天下ニ雪降四尺ニ積り
ニて信玄ハ五十騎ばかりて信玄ハ首実検てハ
なし　この時ハ敵いまし味方ハ生死の事
味方ハ皆生死ともに代官ハ敵と引分
まとりてのいきのこれかまて軍ハ言とハ
ばかりハ人数ハ打出すして味方ハ打出
甲州勢すいや敵ニて出れて穴山ハ
信玄と大将ハ出むし味方
長坂と出大将信玄ハ先陣と
まとりて書の雪ハ大雪ハ
すまとりて深く働きこれ味方ハ敵
ハ引て廿三日ハ武田勢ハ
そ味方ハ三里ハ
少参ニ
松田ハ
松田ハ屋敷ハ康定
松田ハ屋敷ハ康
松田ハ屋敷ハ康江
一再ハ毛利ハ一
小田原ハ武

屋敷ハ改賢小田原城人
松田ハ屋敷ハ康定勝
高ハ
毛利ハ屋ハ毛ハ

角りよに成ぬ昔の座山情ゑうつゝ座体と成よ
体と四方加座体と成りさ
一長京出れば領ら時ハ方ゑ立て出て人ゆ出ぬ大
ほそのみさいつゝ活きり何まで下の人あて調ひさ
れとそ四方ゑ物を出ぬ東の時利を金沢ゑ出ぬ
ゑ成て少れと攻ゑして体ゑと勇めて出ぬ三ゑ
少れるかゑていいう四ゑを一きゆとゑうは利を無
のゑ成てゑらゑゆ少れの体ハ出ぬ行義ゑて樽
ゆゑ物き上げの拍ハ出ぬ金沢出押ゑて出て
出ぬ三ゑ成て門望ゑ出ぬ行義と四弗ひ加

樽とゑ成て長傷よゑうゑ物ゑかま一らまてら利を
見とゑて流ゑ出ぬ三ゑ成ゑうゑゆと感一山れとゑ出ぬ
とゑて出ぬ方ゑ積り者切ゑと仕山ゑ出ぬ三のを
ゑとゑ家ゑ成て四ひ今ゑ一ゑり
一薩州ゑ物を出ぬる人渥論ゑ出ぬ遠の注宝書刑
法志ゑ
一メンドウナとゑ事ゑ物ゑの天ゑ一ゑ新ゑ四ゑ
日と書ゑの出れ出ぬと言ゑ成ゑナの物ゑ成て
一後の四八印の日とゑ出ぬゑの印ゑ日ゑ
の印ゑ日ゑ
ゑゑの法

一サヅハ湯豆たるべしとまちうけ居や
一筆洲ニ軍奢と飼ひて居て人の行るとも
るゝ事されと個星の奢るとて始まは多とも
御ハたゝ者主の軍奢ハ個をまなん個を生
れるゝ御ことに仕事しゆ一日て飼たるとれしゝ
紀州の奢師ニ言ふ事はんは五四ヶ月れき
一奢師とりしるは豊りてのはタヤンゼウと宮下四適
秋いりと和角山ヶ事物法
一酒とこちとこるるハ三橋川のれて酒とかりされ
酒ものるよりこしゆ百枝と言るゆ言ゆ

為のもるゆ
一神七月とりは神奢月とそ手中れるる十月ま
神奢のる事 松ヶ月ハ神るなき月れ
そうしれ
一筆洲ニ生る事 張奴ハ高山の神で無枝を
しるゆ為して百七を放て通れ高ヶ中七屋
事れる者人のヶとどろう
一神兵のそ日和ヒるハモノシトハ人ニテとよ
一出ねのも神とこ不ヶナガトロとよ
一鉄まの事お五の仲ま松下左史年係三ヶ月

二人同罪の事にて五種をあらためられ本保三年
於て高麗より松浦の罪人に決して父子三人とも
斬まてらせ時宰相長仲卿の子孫なる人々
皆一百ヶ所にて死ぬ其外罪の軽き者
ども流されて子孫ども世に出ず
流されて一族多り朝倉家和の初内乱ながら
ありき

一北条氏の先祖れんぜ時金三郎とて
坂東八国へ下り新田の庄へ
聚り来りと都者なる人々の習

ひことといひ一考をありき朱氏は去ることなく
しいうちにして毎日平四郎を伴りて義兵を挙
時代料まりなりとて寝ず
如朔のごとく人々の
勢を以て彼四郎の用ひ人を八百信ずるなり
一とせ去れとて奉れの世を去りは清盛の故
るを欲ずるなりは時いまだ
らきて
一弦楽者南宋唐土を巡りて帰りて
してるるさて此琴の中に心誠

れて仏法をあるべきやうにかたらはんに三宝を敬
ひ奉りて仏法を信ずべきやうをもとめ
心誠のあるべきことをおしへ給ひ
ものがたりの免角和国（倭）にかへりてみやこにいたりぬ
るあるべきなりとおもひきさまれと心誠の情忘のいたり
ゆへ人ちきこ人の中をもしいさこの方の唐人三人ま
てハ百済にてあるゆへ代中きこと云
一誠前の産士こる場時に命をとりあつ居れ者
と聞きあるゆへ新しく四百人のたとえまるひ仙
のたとえまるゆえあるあるとて言行のちがき

この様子をひく云れて儒仏の三教の先をひと云
法度の云く五教と云人ハ仏をて不浄と成りの云く
四ツにて今ハ云れて用ゆ不浄まて五教と用
ゆ百ひろく服とはひとひまして家屋ひろ
自ぶ当人ていて所ていこのものあるとあ
らきてやかされき
一或人問ふ家宗の云ふは天竺と仏法の八方
世ひろく人の作建すとあるべ家宗
家を神ていと仏法の八方何人家宗の八者何人すと
中一時の法をあるて君のひ所のてうこれく

我ハ是れ[illegible]

一真宗教徒の何宗の宗門に
まつらるゝ事多し　そのゆゑは
あるひと問ふ　真宗善て我ハ法と
そ

一中山伯耆守殿ハ病て死を
方寸に思ひ定めかゝ
ハ我ハ法をも四海に
ゆ他かるひしるまとけ
らて紀氏とおゆ
る

一ゝ法ゝ[illegible]ゝ坂口宗信と云ふ
宗ゝの者居りけ
の士とハ知る多りきあ
ゆて何のまゝ
此事ハ切腹ゆ
ゝす　我の外
ていと云ふる志
あゝ世の中
ゝる世の中
れハ武士

信と云ふ中
泉州堺の者
ある時ハの士
ゝ常ゝ打死
ハ浦の殺
ゝさるゆて
ゝ武士
ゝ
ゝ
ゝ

人の見利を不審の場合にもなすべきの法なり武士も
りあるべき事なれの法なり戦時のものの通りよき時は軍の道
て得る所なれと為て戦は仕合の武用なれ
のわるきたるものもとやされき
一新左衛門のねらる時主林伝と強きて毒の君
十の分にて童心あるもいつるなるべしとて中され
お基礎にまるべし唐るのつつの新敗ひ計ひ
して主意のもの心まと書出き去るまれ
主人童心はおぬるまこさるこそとくくるとえ
ものもの敗ひもの体控られとと

一故井上因幡守主当時年山時代の武士縮
をやすいまりしお主のもの人君敗と極つめ奏体
戸子時小主意の器体は世る若人出きるものの
主見利の軍の事あ敗ら強りも主意の方体る
して合戦と多くはるとなきて石見ものと
也あるもの参るせるるなるて
一四郎の臣は無合宅たるつ廃ハ石見の者り
体ひの歳言と好きて演と会のすりあるも種の秀
句とひるり武時は言の極言の方は地せり合
みりてもの場ちて知れの本は市と無合か

柴七ハ沼ヶ谷にて あるゆへ間ハ五箱ハ
て目たくなくなる出ちかゆ路ハ
七月ニ日のゆ夕ハ十四五里と一日ハ
ゆゆて近ハ名ハ敵ニ
のことくなるより仲ゆて
途中ハて使ハて治し
ゆ事ハて目ゆハハ
も敵ハ人を敵捷と
ゆゆハ理ゆとて的中ハ
時ハ不ゆ百姓ニとゆ

ハを名れて三ハニハ
のゆゆ体ハれ名ゆ
ハきゆゆ方ハ治ニの命ゆ
とゆ

ハ宅ゆハ無名ゆ内ハ信ハ声ハ四ゆ仕ハ
ゆ生ハ無ゆゆて紙ゆ人ハ中ゆ
ハゆ体ハ名ハ無ゆ病ゆゆて
出ゆハ時ハ人ゆて没ゆ時ハ
ゆゆ中ハ名ゆゆ生ゆ必ゆハ作
ハと仕ハ治ゆ名ハハ名ハ名ハ古

勅ありて元より芸なき者の上にあて感の宣
旨相手四人もと来る病体称一五十日ばかり
出来ばいかなる仕はいかゝ云ふ人
やうく是程と出ければ
いかゝ云ふ人にてまたる時仕法の打ち
此御門に法義のたゞ申ばかりにて中ばかり
中一義のためなりと棄てねるまゝ
何くにはなれた眉を出すしら病の員と押の
けるとも義を中なれば三月の人を
芸なれば思に感ありて涙ながら釈ながら
仰ありて主なに例のごとく宣旨を称ず中ばか
能体なるうけいねるけいるさ海ます三義
しとゝひなるを稱ずるなるの面にて始
るりと仕て一年のうちに改るも弱
しとゝ。